

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数	
001	令和3年04月01日	令和3年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託	5,178,800	総合企画局総合政策室創生戦略担当	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
002	令和3年04月27日	公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」業務委託	8,998,000	総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
003	令和3年04月01日	令和3年度「輝く学生応援プロジェクト」運営業務委託	5,847,600	総合企画局総合政策室大学政策担当	特定非営利活動法人きょうとNPOセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
004	令和3年04月01日	令和3年度「声による市民しんぶん」(テブ版・デジ版)の制作等の委託	10,907,460	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
005	令和3年04月01日	令和3年度市政広報ポスター「京都市民ニュース」の掲出料	12,358,060	総合企画局市長公室広報担当	京都市(交通事業)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
006	令和3年06月25日	令和3年度映画広報業務委託	6,455,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社電通テック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
007	令和3年04月01日	令和3年度戦略的広域シティPR業務委託	17,000,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
008	令和3年04月01日	令和3年度 きょうと市民しんぶん(全市版)の版下制作等の委託	9,399,720	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
009	令和3年04月01日	令和3年度 きょうと市民しんぶん(区版)の版下制作等の委託	20,471,880	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
010	令和3年04月01日	令和3年度テレビ広報における市政情報発信コーナー等の制作・放送業務委託	6,270,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
011	令和3年04月01日	令和3年度 テレビ広報における市政PRスポットの放送業務委託(4月～6月)	5,940,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
012	令和3年07月01日	令和3年度 テレビ広報における市政PRスポットの放送業務委託(7月～9月)	5,940,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
013	令和3年05月20日	令和3年度ソーシャルメディアの運営及びインターネットを活用した広告掲載業務委託	7,183,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社エクザム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
014	令和3年04月01日	京都市公式ホームページ運用保守業務委託	8,002,500	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
015	令和3年06月01日	令和3年度市政PR対談企画業務委託	13,486,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社J R西日本コミュニケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
016	令和3年09月01日	令和3年度ふるさと納税寄付金の獲得増のための周知冊子制作・配布業務委託	5,599,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社JTB株式会社ITP 共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
017	平成31年04月01日	京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託	(当初) 52,314,000 (変更前) 51,309,000 (変更後) 50,309,000	総合企画局国際交流・共生推進室	社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	過去に有	2
018	令和3年07月28日	京都市国際交流会館舞台吊物機構設備整備業務委託	53,933,000	総合企画局国際交流・共生推進室	三精テクノロジー株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品	無		
019	令和3年09月28日	京都市国際交流会館整備工事 ただし、エレベーター前防火区画設置工事	13,524,500	総合企画局国際交流・共生推進室	有限会社桑野工業	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事	無		
020	令和3年06月01日	デジタル化推進に係る検討支援業務委託	8,000,000	総合企画局デジタル化戦略室	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
021	令和3年06月14日	行政手続のオンライン化に向けた調査・検討支援業務委託	11,880,000	総合企画局デジタル化戦略室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
022	令和3年04月01日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 15,080,516	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
023	令和3年04月01日	令和3年度電算システムに係る保守業務	294,469,956	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和3年度電算システム保守業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
024	令和3年04月01日	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	29,040,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
025	令和3年04月01日	バッチ基盤ツール類保守業務委託	5,940,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	キャノンITソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
026	令和3年04月01日	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託	11,880,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
027	令和3年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	24,222,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
028	令和3年04月01日	新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託	56,862,135	総合企画局情報化推進室情報システム担当	東芝情報システム株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
029	令和3年04月01日	基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託	6,072,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
030	令和3年04月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム貸借	660,996,072	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機 NEC ACOSシステム賃貸借業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
031	令和3年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	81,070,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
032	令和3年04月01日	京都市クラウド基盤機器等保守委託	43,542,312	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
033	令和3年04月01日	京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他31ラック）	61,238,320	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
034	令和3年04月01日	令和3年度行政業務基盤システム運用保守委託	21,780,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和3年度行政業務基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
035	令和3年05月19日	自治体システム標準化への移行に係る住民基本台帳関連システム影響度調査業務委託	12,117,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	自治体システム標準化への移行に係る住民基本台帳関連システム影響度調査業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
036	令和3年05月24日	自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務（第1期）	5,890,500	総合企画局情報化推進室情報システム担当	自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務（第1期）コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
037	令和3年08月01日	情報化推進室 汎用機用端末機器等リース	71,740,680	総合企画局情報化推進室情報システム担当	情報化推進室 汎用機用端末機器等リースに係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
038	令和3年08月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム機器貸借（サーバ等）	9,202,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機 NEC ACOSシステム機器貸借（サーバ等）に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
039	令和3年09月28日	京都市マイナンバー連携システム機器更新に伴う構築業務委託	65,337,470	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム機器更新に伴う構築業務委託コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
040	令和3年04月01日	文書管理システムの運用保守	23,232,000	総合企画局情報化推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室創生戦略担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区福大明神町128番地
株式会社ツナグム
- 6 契約金額（税込み）
5,178,800円
- 7 契約内容
移住希望者からの電話や電子メール、面談等による相談対応のほか、移住に関する情報発信を行う移住サポートセンターの運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市移住サポートセンターの運営に当たっては、移住を検討・希望されている方々が安心して相談できる対応能力・体制を有するだけでなく、移住希望者等の多様なニーズやライフスタイルに併せた相談対応等を実施していく必要があり、委託事業者には地方移住に関する幅広い知識、経験ネットワーク等が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザル方式を実施し提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」業務委託

2 担当所属名

総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当

3 契約締結日

令和3年4月27日

4 履行期間

令和3年4月27日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区平河町2丁目7番9号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

6 契約金額（税込み）

8,998,000円

7 契約内容

本市が抱える行政課題等に対し、民間企業等から課題の解決に資する技術やノウハウ、アイデアなどを募集し、課題提示部署と民間企業等が一緒になって実証実験や具体的実践等により課題解決に取り組む、公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」に係る、下記の業務を行う。

- ・公民連携・課題解決推進事業の全体コーディネーター
- ・公民連携専門員の派遣
- ・公民連携ラボの運営支援及び相談体制の構築
- ・公民連携・課題解決推進事業の実施に関する説明会の企画
- ・公民連携・課題解決推進事業の専用WEBサイト制作等の業務受託者との連携

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、庁内より行政課題等を抽出し、公民連携による解決への行動を促すような形にまで見える化して公開するとともに、スタートアップ企業をはじめ、民間企業等の有する技術やノウハウの活用による提案とのマッチングを図り、プロジェクトチーム（公民連携ラボ）を立ち上げ、実践を通じて、施策・事業への反映を図っていく必要があり、委託事業者には、当該事業のマネジメントや、各ラボの支援に関する幅広い知識、経験、能力、ネットワーク等が求められる。

事業者選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札は適さない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により提案の募集を行い、審査した結果、令和 3 年 4 月 16 日に上記事業者を受託候補者として決定したことから、これを契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度「輝く学生応援プロジェクト」運営業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室大学政策担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町5番地
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター
- 6 契約金額（税込み）
5,847,600円
- 7 契約内容
キャンパスプラザ京都1階の「学生place+(学生の活動拠点)」をサポート拠点に、学生が大学の枠を超えて行う、京都の町の活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、以下の支援を行う。
 - ・ミーティングスペース及び活動に必要な備品等の貸出しを行う。
 - ・学生に対し、活動に資する様々な情報や市政情報等を提供するとともに、学生の活動内容を掲示するなど情報発信を行う。また、活動に対する助言や相談対応を行う。
 - ・学生の活動と地域のニーズとのマッチング、連携の促進を支援する。
 - ・学生とボランティア活動とをマッチングし、活動を通じた学生の成長を支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、学生に対して活動に資する様々な情報や市政情報等を的確に提供するとともに、学生のニーズを的確に捉え、活動する学生が交流する機会の提供、助言や相談を行うなど、「学生Place+(学生の活動拠点)」を円滑に運営するためのノウハウや、「むすぶネット（学生・地域連携ネットワーク）」を円滑に運営するために、大学関係者や地域との幅広い人的ネットワーク等が求められるものであり、契約の内容及び性質が、競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8（当初契約）の理由により、公募型プロポーザル方式により、令和3年3月2日から3月16日まで事業者を募集した結果、2団体から応募があった。提出された書類に基づき審査した結果、事業が遂行できると認められたため、特定非営利活動法人きょうとNPOセンターを委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度「声による市民しんぶん」（テープ版・デージーCD版）の制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
10,907,460円
- 7 契約内容
「声による市民しんぶん」の制作及び発送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「声による市民しんぶん」の制作については、視覚障害者に対する知識や朗読にあたっての長年の経験が必要である。例えば、図表で示されている部分のように視覚では容易に理解できても、音声で伝える場合は朗読方法を工夫しなければ理解できないことがある。また、発送業務等で視覚障害者との連絡調整も必要であり、点字を読むことができない方への配慮も必要なため、この点においても対応に知識や経験が求められる。
以上の理由により競争入札に適さないため、本契約は随意契約で行うこととする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、「声による市民しんぶん」以外にも視覚障害者向けのカセットテープによる情報媒体を制作及び発送しているため、必要な知識や技術等の経験が豊富である。また、朗読ボランティアとの関わりも深く、多くのボランティアの協力を得て朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者であり、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の団体である。よって、同協会に「声による市民しんぶん」の制作

を委託する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度市政広報ポスター「京都市民ニュース」の掲出料
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市（交通事業）
- 6 契約金額（税込み）
12,358,060円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄の全車両に市政広報ポスター「京都市民ニュース」の掲出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市バス及び地下鉄へのポスターの掲出は、市バス・地下鉄事業を運営している京都市（交通事業）のみが契約先となるため、競争入札には適しないので、京都市（交通事業）と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度映画広報業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年6月25日
- 4 履行期間
令和3年6月25日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島2-3-33 大阪三井物産ビル 6F
株式会社電通テック 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,455,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税の寄付金の獲得向上を目的とした動画の制作及び映画館でのCM放映
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業はふるさと納税の寄付金獲得向上を目的としている。そのため、訴求力の高い映像制作及び効果的かつ効率的にPR活動を展開することが求められており、企画力等を審査し、契約の相手方を選定する必要があることからプロポーザル方式を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い審査した結果、最も評価の高い株式会社電通テック 関西支社を契約の相手方とした。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度戦略的広域シティPR業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山一丁目3番6号 SIビル青山5階
株式会社フルハウス
- 6 契約金額（税込み）
17,000,000円
- 7 契約内容
 - ・マルチメディアプレスリリースの作成、配信、取材依頼等の働き掛け
 - ・「ふるさと納税寄付金の獲得」に資するPRの実施
 - ・メディアに対する取材支援の実施
 - ・京都市が提供するプレスリリース等の配信（実施回数：無制限）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。そこで、企画や情報発信能力等を審査するプロポーザルを実施した結果、最も評価が高かったため。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）
9,399,720円
- 7 契約内容
令和3年度「きょうと市民しんぶん」（全市版）の版下（拡大版を含む）の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和3年2～3月に市民しんぶん（全市版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社ITPが最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）
20,471,880円
- 7 契約内容
令和3年度「きょうと市民しんぶん」（区版）の版下（拡大版を含む）の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和3年2～3月に市民しんぶん（区版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社ITPが最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度テレビ広報における市政情報発信コーナー等の制作・放送業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
6,270,000円
- 7 契約内容
株式会社京都放送が放送する番組「newsフェイス」内において、市政情報を発信する（〔1〕市長が出演し市政情報を生放送で発信／〔2〕旬な市政情報を紹介するVTRの制作・配信）。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回委託する業務については、市の施策・事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置いている。故に、京都密着の情報を求める視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、本件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適しておらず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 テレビ広報における市政PRスポットの放送業務委託（4月～6月）
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
京都市政PRスポット（30秒のテレビCM映像）を360GRP（延べ視聴率）分放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回委託する業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、本件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適しておらず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度 テレビ広報における市政PRスポットの放送業務委託（7月～9月）
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年7月1日
- 4 履行期間
令和3年7月1日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
京都市政PRスポット（30秒のテレビCM映像）を360GRP（延べ視聴率）分放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回委託する業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、本件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適しておらず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度ソーシャルメディアの運営及びインターネットを活用した広告掲載業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年5月20日
- 4 履行期間
令和3年5月20日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京西中合町29キノシタビル
株式会社エクザム
- 6 契約金額（税込み）
7, 183, 000円
- 7 契約内容
ソーシャルメディアの運営及びインターネットを活用した広告掲載業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
この事業における事業者の選定については、投稿記事及び添付写真等の作成、ページの管理、WEBサイト作成等専門的な知識や技能が求められるため、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適さない。
このため、委託事業者を選定するためのプロポーザルを実施し、委託先を選定する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式ホームページ運用保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通松原上る東側
キステム株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
8,002,500円
- 7 契約内容
京都市公式ホームページ運用・保守業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
CMSは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。
運用・保守にあたっては、CMSの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度市政PR対談企画業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年6月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入ル東塩小路町6-1-4 新京都センタービル8F
株式会社JR西日本コミュニケーションズ 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
13,486,000円
- 7 契約内容
対談・インタビューなどを通じて、京都市長自らが市の重要施策について語り、それをテーマに応じた最適な媒体に掲載することで、効果的に市政情報を発信する「市政PR対談企画業務」の委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
この事業における事業者の選定は、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札による業者選定は適していないため、プロポーザルを実施し、評価の高かった相手方を選定。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度ふるさと納税寄付金の獲得増のための周知冊子制作・配布業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和3年9月1日
- 4 履行期間
令和3年9月1日から令和4年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンNBFタワー11階
株式会社 JTB 株式会社 ITP 共同事業体
代表会社 株式会社JTBふるさと開発事業部 事業部長 松村 尚
- 6 契約金額（税込み）
5,599,000円
- 7 契約内容
令和3年度ふるさと納税寄付金の獲得増のための周知冊子制作・配布業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本冊子の制作及び配布事業者については、冊子のコンセプトを十分理解したレイアウトやデザインの制作、冊子の効果的な配布、配布に対するふるさと納税状況等の費用対効果の測定等の能力を有する必要があり、価格のみにより事業者を選定する競争入札に適さないため、委託事業者を選定するためのプロポーザルを実施し、委託先を選定する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託事業者を選定するためのプロポーザルを実施し、審査結果を踏まえ、株式会社JTB 株式会社 ITP 共同事業体を委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託
- 2 担当所属名
総合企画局国際交流・共生推進室
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年4月1日
(変更前) 令和2年6月17日
(変更後) 令和3年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423番地
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 52,314,000円
(変更前) 51,309,000円
(変更後) 50,309,000円
- 7 契約内容
ア 多文化共生を推進する事業の実施
イ 多文化共生に関する活動の担い手養成
ウ 多文化共生に関する情報提供及び広報活動等
エ 調査・研究
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
事業内容の精査に伴う節減
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査した結果、上記事業者を受託候補者として決定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国際交流会館舞台吊物機構設備整備業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局国際交流・共生推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月28日
- 4 履行期間
令和3年7月29日から令和4年3月4日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番29号
三精テクノロジーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
53,933,000円
- 7 契約内容
舞台吊物機構設備は経年劣化により、消耗部品が劣化しており、安全に利用できるように機器の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務は、京都市国際交流会館の舞台吊物機構設備の一部に不具合が生じているため、部分改修を行うものである。今回改修を行う設備については、会館建設時に同社が製造・設計・施工したものであり、その改修については同社が行わなければ他の既存設備にも支障が出る恐れがあるため、今回同社と随意契約を交わすものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国際交流会館整備工事 ただし、エレベーター前防火区画設置工事
- 2 担当所属名
総合企画局国際交流・共生推進室
- 3 契約締結日
令和3年9月28日
- 4 履行期間
令和3年9月29日から令和3年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区小山中ノ川町38番地の24
有限会社桑野工業
- 6 契約金額（税込み）
13,524,500円
- 7 契約内容
京都市国際交流会館における各エレベーター扉前の防火区画（全8箇所）に布製防煙シャッターを新設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件工事は、競争入札に付していたが、令和3年9月9日に開札を行ったところ、応札者（15者）のうち14者は入札の最低制限価格（12,258,000円（税抜き））を下回ったため、「失格」となり、残りの1者は書類不備のため、「無効」となり、結果的に入札不成立となった。
仮に改めて再入札に付そうとする場合、入札に時間を要し、令和3年度中の施工が困難となるため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第8号」及び「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン基準4」に基づき、今回の入札の応札者の中から相手方を指定のうえ、「特命随意契約」を行うこととする。
なお、同ガイドラインに記載のとおり、「最低制限価格を下回った入札を行った者」に対して、見積り合せ及び契約を行うことはできないため、今回は書類不備により、入札が無効となった1者（有限会社桑野工業）との随意契約となる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
京都市国際交流会館整備工事 ただし、エレベーター前防火区画設置工事				
直接工事費				
建築工事		式	10,315,796	
電気設備工事		式	736,495	
計			11,052,291	
共通費				
共通仮設費	1	式	140,000	
現場管理費	1	式	950,000	
一般管理費等	1	式	152,709	
計			1,242,709	
工事価格	1	式	12,295,000	
消費税等相当額	1	式	1,229,500	消費税率 10%
工事費	1	式	13,524,500	法定福利費含む ¥408,000

直接工事費(建築工事) 中科目別内訳

7

国際交流会館 建築工事						
科目名称	中科目名称	数	量	単位	金額	備考
直接取設				1		
				式	300,000	
計					300,000	
建具改修	改修			1		
				式	9,520,936	
計					9,520,936	
内装改修	撤去			1		
				式	62,671	
内装改修	改修			1		
				式	326,189	
計					388,860	
養生材運搬・処分				1		
				式	106,000	
計					106,000	

直接工事費(電気設備) 中科目別内訳

8

国際交流会館 電気設備工事						
科目名称	中科目名称	数	量	単位	金額	備考
火災報知設備	自動探知装置			1		
				式	583,495	
計					583,495	
養生材運搬				1		
				式	53,000	
計					53,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
デジタル化推進に係る検討支援業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略室
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年6月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪
- 6 契約金額（税込み）
8,000,000円
- 7 契約内容
本市行政及び社会の様々な分野におけるデジタル化の推進に向け、本市として取り組むべき施策や、ビッグデータ等の利活用の在り方、セキュリティの強化策などについて、専門的知見を有する事業者から助言・提案等を受けるもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、本市行政及び社会の様々な分野におけるデジタル化に関する幅広く専門的知見が必要不可欠であり、その選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式による委託事業者選定を実施し、最も評価が高かった候補者に委託した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政手続のオンライン化に向けた調査・検討支援業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略室
- 3 契約締結日
令和3年6月14日
- 4 履行期間
令和3年6月14日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
11,880,000円
- 7 契約内容
市民サービスの向上と行政の効率化につながる行政手続のオンライン化に向け、国の動向や他自治体の先行事例も踏まえつつ、課題を整理・分析し、オンライン化の優先順位を設定するなど、今後の取組方針・ロードマップとなる事業計画案の策定等を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、行政手続のオンライン化に関する専門的知見、また数千件に及ぶ行政手続のオンライン化に向けた課題の洗い出しや整理・分析等を遂行するための実施体制等が求められるものであり、その選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式による委託事業者選定を実施し、最も評価が高かった候補者に委託した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
口座振替データ授受代行業務等委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,080,516円
- 7 契約内容
市税や保険料等の口座振替を依頼するデータを、本市と金融機関の間において授受代行する業務や、金融機関の口座振替実施結果データを本市へ納品する業務、その他付随する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うための口座振替収納システムについては、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度電算システムに係る保守業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和3年度電算システム保守業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
294,469,956円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル

ープ企業等であり，高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき，日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
主に下記の業務を委託する。
(1) 基幹系業務システムの運用維持管理
(2) 共通基盤システムの運用維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の業務遂行には、以下の理由により、高度な専門知識及び技術情報が求められることから、両システムを開発したシステム開発ベンダである日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムへ一括して委託するものである。
①基幹系業務システムの運用維持管理
汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり、当該機器の運用においては、同社が著作権を保有するオペレーティングシステムや汎用電子計算機用ユーティリティの使用が必要であること。
②共通基盤システムの運用維持管理
共通基盤システムは、行政業務システムの根幹となる職員認証等、極めて高度な技術によって設計、構築されており、当該システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠であること。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

なお、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和2年4月1日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社から構成されるコンソーシアムと随意契約を行う。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
バッチ基盤ツール類保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀2-2-4 土佐堀ダイビル
キャノンITソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
オープン化バッチシステムの保守運用に必要なツール類の保守業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の保守対象となっているツール類はいずれもオープン化システム稼働に不可欠なサービスを提供しているものであり、これらにトラブルが発生した際には直ちに原因を特定し、復旧させる必要があるが、本業務を履行できる者は、保守対象となっているツール類の開発を行ったキャノンITソリューションズ株式会社に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,880,000円
- 7 契約内容
京都市マイナンバー連携システムに係る機器の保守作業（令和3年度分）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、障害原因の特定及び対処のためにシステムの設定等の知識が必要であり、本業務を履行できるのは、同社を代表としたコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,222,000円
- 7 契約内容
中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、システム設定、プログラム製造及び実行を行うには同社が著作権を有するソフトウェアが必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区大淀中1丁目1-30 梅田スカイビルタワーウエスト33階
東芝情報システム株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
56,862,135円
- 7 契約内容
新基幹業務システム及び業務システムが稼働する環境の保守，運用管理に係る業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行にあたって必要とされる，対象のシステム及びシステム稼働環境についての十分な知識と経験を有し，受託意思のある事業者が当該相手方のみ限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,072,000円
- 7 契約内容
基幹系共通基盤を構成するネットワーク機器等に係る監視業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の履行に当たっては、システム監視用ネットワークを介して「監視対象機器の稼働状態の把握」や「障害発生時のアラート通報」を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要があります。また障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。
以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託するアライドテレシス株式会社以外にないことから、同社を相手方に選定し随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
電子計算機 NEC ACOSシステム賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
660,996,072円
- 7 契約内容
 - (1) 電子計算機 NEC ACOSシステム賃借
 - (2) 上記システムの保守管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる

詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和2年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

81,070,000円

7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやLGWAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に係わる業務を委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアについても使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECに限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市クラウド基盤機器等保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
43,542,312円
- 7 契約内容
本委託業務は、本市の基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤の機器等の保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守対象となる機器は、基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤を構成するもので、トラブルが発生した際には、市民影響を最小限に抑えるため、直ちに原因を特定し、部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。
障害時の復旧を迅速かつ確実に行うためには、サーバ機器やネットワーク装置の技術仕様を把握し、クラウド基盤のセットアップ内容やストレージ機器の結線等、構築時の各種設定に関する知識が必要となる。
上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、クラウド基盤機器の製造元であり、かつ構築作業を実施した日本電気株式会社に限られることから、同社を契約相手方として機器保守業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他31ラック）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム
代表者 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
61,238,320円
- 7 契約内容
情報システムのサーバやネットワーク機器を設置するためのデータセンターの共用部分、ラック等の賃借及び遠隔地バックアップサービスの利用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度行政業務基盤システム運用保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
令和3年度行政業務基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,780,000円
- 7 契約内容
 - (1) ソフトウェア保守
 - (2) システム監視
 - (3) 障害復旧作業
 - (4) 障害履歴管理
 - (5) 機器の構成管理
 - (6) システム関連問い合わせ
 - (7) システムリソース管理支援及び報告
 - (8) システム稼働状況報告（稼働統計の提出による報告）
 - (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、行政業務基盤システムの保守を行うものであり、これらに関する技術情報を保有し熟知している必要がある。そのため、現行のシステムの保守業者であり、かつ、システムの設計業者である日本電気株式会社に作業を委託するものである。

なお、今回委託する業務の履行に当たっては、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識が必要である。このため、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先業者に適用されないことから、令和2年4月1日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係る

ガイドライン」に基づき、業務の履行に必要となるソフトウェア及び詳細な技術情報を保有する日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）を行う。

コンソーシアムの構成については、日本電気株式会社は、同社が本業務を共同して履行するのに最も適しているとしているNECソリューションイノベータ株式会社に対しては、詳細な技術情報を提供するとしており、日本電気株式会社と同様の高度な専門技術及び知識を保持している要員が確保できることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアムの構成員と認める。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化への移行に係る住民基本台帳関連システム影響度調査業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年5月19日
- 4 履行期間
令和3年5月20日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化への移行に係る住民基本台帳関連システム影響度調査業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,117,600円
- 7 契約内容
令和2年9月に公表された住民記録システム標準仕様書(令和3年度に改版予定の仕様書を含む)について、本市の現行住民基本台帳システムとの相違点を分析し、関連システムを含め業務システム全体の移行計画を作成するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務における調査対象である住民基本台帳関連システム（以下「現行システム」という。）は、日本電気株式会社固有の技術により開発されたものであり、その技術情報は公開されていないうえ、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム、プログラム等の仕様、動作等の調査・分析を行うことはできない。したがって、本業務を履行できるのは日本電気株式会社に限られることから、競争入札に適しないため、随意契約を締結するものである。
なお、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社を代表者とし、NECソリューションイノベータ株式会社を構成員とするコンソーシアムを契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務（第1期）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年5月24日
- 4 履行期間
令和3年5月25日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に向けた調査業務（第1期）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,890,500円
- 7 契約内容
本調査業務は国の標準仕様書に準拠したシステムの導入に向け、共通基盤等の追加機能の構築に必要なデータ分析機能検討及びネットワーク設計分析を実施するための基礎調査を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市は、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が開発した汎用機（以下「ACOS」という。）及びACOSと連携するシステムを長年使用している。現行のシステムを標準準拠システムに移行するためには、このACOSに保存されている情報（宛名、共通データ等）を正確に抽出し、適切な変換を行ったうえで共通基盤等として再構築することが必須となる。ACOS内のファイルシステム及び文字コードは、NEC固有の技術により開発されたものであり、その技術情報の詳細は公開されていないうえ、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、データの仕様及びそれに関連する動作等分析を行うことはできない。また、ACOSには複数のシステムがNEC独自の特殊なプロトコルで複雑に接続されており、ネットワークを含めた全体を俯瞰した動作分析はNECのみが行うことができる。これらのことより、本調査業務を遂行できるのはNECのみであるため。
なお、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社を代表者とし、NECソリューション

シオンイノベータ株式会社を構成員とするコンソーシアムを契約の相手方とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報化推進室 汎用機用端末機器等リース
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年8月1日
- 4 履行期間
令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
情報化推進室 汎用機用端末機器等リースに係る賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
71,740,680円
- 7 契約内容
本市情報化推進室で大型汎用機を利用している汎用機用端末機器等のリース満了に伴い、機器更新を実施するもの。また、機器更新に合わせて、本市職員の増員に伴う汎用機用端末の増設を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業で

ある。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和2年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JEC Cを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年8月1日
- 4 履行期間
令和3年8月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
電子計算機NEC ACOSシステム機器賃借（サーバ等）に係る賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
9,202,000円
- 7 契約内容
(1) 機器及びソフトウェアの賃借
(2) 機器及びソフトウェアの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和2年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム機器更新に伴う構築業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和3年9月28日
- 4 履行期間
令和3年9月28日から令和5年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム機器更新に伴う構築業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
65,337,470円
- 7 契約内容
中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムを構成する機器の老朽化等に伴う更新を行うため、機器およびソフトウェア等のセットアップおよびシステムの移行を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、機器及びソフトウェア等のセットアップやシステムの移行を行うためには同社が著作権を有するソフトウェアが必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報管理担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,232,000円
- 7 契約内容
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

